



栃木県公報

令和8(2026)年
2月3日(火)
第677号

目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	65
○救急医療機関の指定の取消し	66
○解除予定保安林	66

公 告

○土地改良区役員の退任	67
○開発行為の工事完了	67

告 示

栃木県告示第70号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和8(2026)年2月3日

栃木県知事 福田富一

1 居宅介護事業者

廃 止 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	
令 和 7 (2025) 年 10月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ	ニチイケアセンターおやま	小山市神鳥谷2-13-14	訪問入浴介護
令 和 7 (2025) 年 10月31日	株 式 会 社 CUREAL	栃木市野中町 1365-5 オーガスタハイツ401号	訪問看護リハビリステーションつむぎ	栃木市野中町 1365-5 オーガスタハイツ401号	訪問看護
令 和 7 (2025) 年 10月31日	医療法人社団亀田医院	佐野市村上町111-1	デイサービスゆめみ	佐野市伊保内町 3841-1	通所介護
令 和 7 (2025) 年 11月30日	OUR株式会社	東京都新宿区上落合3-8-25 FLAMP404	アワーケア栃木	栃木市都賀町合戦場 33-1 合戦場南ハイツB203	訪問介護
令 和 7 (2025) 年 11月30日	株式会社EKスタイル	栃木市岩舟町小野寺3309	株式会社EKスタイル介護事業部	栃木市岩舟町小野寺3309	特定福祉用具販売

令和7 (2025)年 12月31日	株式会社コミュニティケアさの	佐野市堀米町1668	りあん訪問看護リハステーション	栃木市境町30-33	訪問看護
--------------------------	----------------	------------	-----------------	------------	------

2 介護予防事業者

廃止 年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和7 (2025)年 10月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ	ニチイケアセンターおやま	小山市神鳥谷2-13-14	介護予防訪問入浴介護
令和7 (2025)年 10月31日	株式会社CUREAL	栃木市野中町1365-5 オーガスタハイツ401号	訪問看護リハビリステーションつむぎ	栃木市野中町1365-5 オーガスタハイツ401号	介護予防訪問看護
令和7 (2025)年 11月30日	株式会社EKスタイル	栃木市岩舟町小野寺3309	株式会社EKスタイル介護事業部	栃木市岩舟町小野寺3309	特定介護予防福祉用具販売
令和7 (2025)年 12月31日	株式会社コミュニティケアさの	佐野市堀米町1668	りあん訪問看護リハステーション	栃木市境町30-33	介護予防訪問看護

(保健福祉課)

栃木県告示第71号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

令和8（2026）年2月3日

栃木県知事 福田富一

名称	所在地
医療法人社団双愛会 足尾双愛病院	日光市足尾町砂畠4147-2

(医療政策課)

栃木県告示第72号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8（2026）年2月3日

栃木県知事 福田富一

1 解除予定保安林の所在場所

那須郡那須町大字高久乙字上ノ林1806-2、1806-5、1806-32、1806-35、1806-36、1813-2（次の図に示す部分に限る。）、1813-7

（「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(森林整備課)

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8（2026）年2月3日

栃木県知事 福田富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
喜連川土地改良区	理事	村上 治久		さくら市鷺宿2630-3	令和8 (2026). 1.7	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8（2026）年2月3日

栃木県知事 福田富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
さくら市氏家字大野3485番1、3485番5、3485番19、3485番24	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番	株式会社ベルク
さくら市蒲須坂字西原1590番の一部、1591番、1592番 (開発行為に関する工事) さくら市蒲須坂字西原1437番の一部、1589番の一部	さくら市氏家2895番地2	株式会社エイシン
河内郡上三川町大字上三川字常光坊3698番18、3698番19	河内郡上三川町大字上三川3698番地17	櫻井寿貴哉
下都賀郡壬生町大字壬生甲字東原3724番5、3724番6、3724番11、3724番12	埼玉県越谷市宮本町一丁目118番地1	株式会社曙運輸

(都市政策課)